

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 8 月 30 日 午後 2 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 6 年 9 月 3 日 午前 11 時 27 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企画財政課長	廣 瀬 和 英
代表監査委員	小 野 正 敏	防災情報課長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
会計管理者(会計課長)	加 来 隆 浩	教 育 課 長	松 岡 幸 治
監査委員事務局長	加 藤 勇 二 郎	市 民 課 長	甲 斐 直 喜
健康増進課長	山 内 る み	まちづくり課長	石 松 昭 信
上下水道課長	竹 原 昭 典	人権啓発課長	井 野 秀 一
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 塚 本 栄 治
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 12 号 | 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 報告第 13 号 | 令和 5 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 17 名であります。6 番議員、佐藤菊男君につきましては、所定の手続を経まして、遅参の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 10 号 令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 11 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 12 認定第 12 号 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 1、認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 12、認定第 12 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までの 12 件を一括議題にしたいと思います。なお、質疑については、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行うことにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 12 号までを一括議題とし、質疑については、一般会計、特別会計、公営企業会計の 3 つに分けて行うことに決定いたしました。

それでは、令和 5 年度阿蘇市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（加来隆浩君） おはようございます。

ただ今一括して議題としていただきました認定第 1 号から認定第 11 号までの各会計につきまして、令和 5 年度歳入歳出決算書を調整しましたので、御説明申し上げます。

認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 5 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書につきましては、別冊 9 となっております。認定第 11 号、令和 5 年度阿蘇市水道事業会計の決算書につきましては、別冊 10 となっております。

それでは、お手元に「令和 5 年度歳入歳出決算書（実質収支に関する調書より抜粋）」と表紙に記載のある A4 サイズのものをお配りしております。こちらの表で御説明をさせていただきます。

表紙を開いていただきまして、1 ページ目の認定第 1 号、阿蘇市一般会計でございます。歳入総額 198 億 3,613 万 3,184 円、歳出総額 181 億 1,546 万 7,811 円、歳入歳出差引額は 17 億 2,066 万 5,373 円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が 6 億 2,086 万 5,047 円、これらを差し引きました実質収支額は 10 億 9,980 万 326 円となっております。この本年度実質収支から前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は、3 億 2,324 万 2,000 円のマイナスとなっております。また、この単年度収支から歳出の中に含まれ黒字要素と見なされる財政調整基金積立金、歳入の中に含まれ赤字要素として見なされる財政調整基金取崩額を相殺した実質単年度収支につきましても、1 億 7,310 万 6,000 円のマイナスとなっております。

続きまして、認定第 2 号、阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計から認定第 10 号、阿蘇市宮地財産区特別会計までの各特別会計の歳入歳出差引額及び実質収支額につきましては、御覧いただいております一覧表のとおりでございます。

続きまして、2 ページ目をお願いいたします。認定第 11 号、阿蘇市水道事業会計でございます。

まず、収益的収支につきましては、収益的収入 4 億 6,255 万 2,311 円、収益的支出 4 億 2,482 万 9,238 円、当年度の純利益は 3,772 万 3,073 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入 2 億 222 万 8,000 円、資本的支出 3 億 8,019 万 9,861 円、差引額は△1 億 7,797 万 1,861 円となっております。なお、収入額が支出額に対しまして不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填をしております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） ただ今の令和 5 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書から抜粋して説明されたところであります。

次に、病院事業会計の令和 5 年度決算について、阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 12 号、令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について、御報告させていただきます。資料は、別冊 11 を御覧ください。

まず、収益的収支につきまして、決算書 6 ページ、7 ページの損益計算書を御覧いただければと思います。こちらの 6 ページから 7 ページにかけて縦に数字が 3 列あると思いますが、真ん中の数字でございます。1 の医業収益の合計額が 16 億 3,801 万 2,103 円、2 の医業費用の合計額が 26 億 468 万 9,197 円となっておりまして、差引きの医業収支、こちらが損益になりますけれども、△9 億 6,667 万 7,094 円となっておりまして、対前年比△9,426 万 2,763 円ということで、△10.8%という状況となっております。

次に、3 の医業外収益の合計額でございますけれども、こちらが 7 億 3,842 万 4,896 円となっておりまして、下の 7 ページの 4 の医業外費用の合計額が 1 億 4,349 万 4,098 円ございましたので、差引額としまして 5 億 9,493 万 798 円ということで、対前年△3 億 5,008 万 1,253 円ということで、△37%という状況となっております。先ほどの医業損失に医業外収支差引額を加えたものが経常収支ということになりまして、損益としまして△3 億 7,174 万 6,296 円となっております。結果としまして、7 ページ、一番右側の欄の下から 3 行目の数字になりますけれども、当年度純損失 3 億 7,951 万 1,263 円となっておりまして、当年度未処理欠損金は 18 億 2,916 万 1,936 円で、前年度から膨らむ非常に厳しい結果となりました。

続きまして、資本的収支につきましては、ページが戻りますけれども、4 ページ、5 ページを御覧いただきたいと思います。4 ページの表の一番上段にあります列の右から 3 列目、決算額の欄の数字になりますけれども、資本的収入が税込みで 1 億 5,163 万円、下の 5 ページの一番上の段の決算額の欄の資本的支出が税込みで 3 億 980 万 2,389 円となりましたので、差引額の処理につきましては、表の下に※印で記載しているところですが、収入が支出に対して不足する額 1 億 5,817 万 2,389 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填させていただきます。

以上の経営状況につきまして、詳細は 13 ページから 15 ページを御覧いただければと思います。まず、稼働状況につきましては、4 月から新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために空床化しておりました 4 階の一般病床、36 床ございますけれども、こちらに入院を再開しております。しかしながら、コロナの第 9 波、第 10 波と言われる感染拡大で 8 月には 28 人の入院を診るような状況もございまして、院内の感染拡大の防止のためには病床稼働を制限せざるを得ないということもございまして、年間入院患者数が 2 万 727 人で、前年度に比しますと 1,197 人の増となっております。しかしながら、コロナ禍以前に比しますと 3 割ほど減少した状態が続いているという状況でございます。また、外来につきましては、

コロナの発熱外来の有償化が始まりまして、受診控え等もあったかと思います。こういった中で5万5,537人ということで、前年度に比べ7,656人の減となっております。医業収益合計につきましては、コロナの発熱外来患者の減少等によりまして、外来収益は減少したものの、入院収益は増加したことによりまして、前年並みの16億3,801万2,000円となっております。

続けて、14ページになりますけれども、医業費用の合計につきましては、薬剤や院内の感染対策用品の増加とともに物価高騰もございまして増となり、前年度比3.1%の増の26億460万9,000円でございます。差引きの医業収支は、△9億6,667万7,000円となりまして、前年度より9,426万円ほど損失が増える結果となりました。

病院経営につきましては、市の執行部並びに議員各位の御理解と御支援をいただきながら公立病院として市民の命と健康を守り、役割を果たすために、医師をはじめとして職員一同、一生懸命働いてきたところですが、御期待に沿った成果を出すことができませんで、コロナの補助金の支援制度の終了、こういった中で医業収支は前年度並みの収益に留まり、残念ながら単年度経常収支につきましては約3億8,000万円の赤字となっております。

最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけは5類感染症ということで移行しましたが、多くの陽性患者の隔離入院対応、それから面会制限等も継続せざるを得ない状況がございまして、この夏の第11波と言われる感染拡大もありますし、病床稼働も不安定な状態が続いている状況です。本年は、常勤医師招聘が実りまして、院長を含め16名の常勤の医師体制を確保できまして、病床の稼働率向上をさせる院内の病床管理チームを編成して対応するとともに、この6月の診療報酬の各種改正に伴います加算体制の取得、それからDPCの入院算定方式等の収益確保の対策に従業員一丸となって取り組んでいるところでございます。また、費用面では管理経費の節減や材料費の単価見直し等も含め健全経営となるよう運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、令和5年度の決算報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、令和5年度阿蘇市一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） おはようございます。

別冊13にて説明いたしたいと思います。1ページです。令和5年度阿蘇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書です。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度阿蘇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

審査の概要。審査の対象、令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類、それから阿蘇山観光事業特別会計、以下、特別会計についてです。それから、審査の期間につきましては、令和6年7月1日から8月15日まで。審査方法につきましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する書類、財産に関する調書

等について関係法令に準拠して作成されているかを踏まえ、これらの計数の正確性を確認するため、関係諸帳簿、その他書類等の審査を行いました。

次のページ、第 2、審査の結果。令和 5 年度阿蘇市一般会計及び阿蘇市特別会計歳入歳出決算は、次の表のとおりであります。審査に付した各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他諸書類と照合した結果、決算は計数的に正確であり、また予算の執行及び出納に関連する事務の執行は適正に処理されているものと認めました。審査の結果の詳細は、以下のとおりです。時間がありませんので、ちょっと飛ばします。

次の 3 ページをお願いします。市債の状況です。市債は、通常インフラ整備あるいは体育館の建設等、行政サービスや福祉の向上に寄与するものでありますが、この中で留意していただきたいのは、12 番目から 15 番目にあります減収補填債、それから 14 番目の臨時財政対策債、これらにつきましては、政策減税等によって、結局歳入の補填をするためのものです。それから、臨時財政対策債は、地方交付税が不足することによって、それも歳入補填することになりますので、ここは留意しておかなければいけないと思います。総額については、計のところにありますように 200 億円、歳入以上の市債があるということです。それから、下には企業会計を含めた数字があります。

それから、次に 4 ページですけれども、財務分析指標、先ほど実質収支のお話がありましたけれども、前々年が 13%、昨年が 14.2%、それから今期は 10.8%になっております。經常収支比率は、対前年と変わりません。それから、財政力指数は、右に書いてありますけれども、0.33 から 0.35、3 ヶ年平均で 0.34 になっています。財政力指数というのは、1.0 で地方交付税の対象になるか、ならないかであり、全国平均は 0.49 ぐらいです。ちなみにですけれども、九州で不交付団体は福岡県の苅田町、ここには北九州空港とか、日産自動車の工場があります。それから、あとは佐賀県の玄海町、これは御存じのとおりです。それから、公債費負担比率が若干ですけれども、前々年 13.6 から昨年 14.5、それから今期 14.9 という形で借金が一般財源等から比較すると増えてきているということになります。実質公債費比率は、同様に 8.1 から 8.5 今期 8.9 で、これも若干増加傾向にあります。実質公債費比率は、健全化の数字の中にも入っていますので、これも後でまた説明申し上げます。

それから、5 ページ、先ほど実質収支額が 10 億円という数字がありました。次の 6 ページに実質収支比率が 10.8%ということになります。

それから、ちょっと飛ばしまして、次に 17 ページ以降、特別会計になりますけれども、歳入から歳出を差し引いた部分は、いずれも特別会計はプラスになっております。

それから、30 ページ、財産に関する調書というのがあります。この中で一番下に基金というのがありますけれども、基金の一番最初に財政調整基金があります。令和 4 年度が 19 億 4,700 万円から、今期増額 1 億 5,000 万円、最終的に年度末が 20 億円になっております。

それから、次に 35 ページに移ります。令和 5 年度阿蘇公営企業決算意見書。審査の概要です。審査の対象。令和 5 年度阿蘇市水道事業決算、令和 5 年度阿蘇市病院事業決算。審査の期間は、令和 6 年 7 月 1 日から 8 月 15 日まで。審査の方法につきましては、提出された

決算書、その他関係書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、水道事業、病院事業の経営成績、財政状態が適正に表示されているかを審査するとともに、関係職員の説明を求め、企業経営の経営が経済的及び合理的かつ効率的に運用されているかの審査を行いました。審査の結果。審査に付された決算書及び財務諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠しており、決算指標の計数は正確であり、かつ経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業につきましては、38 ページに事業の状況というところがありまして、年間有収率というのが表 5 の一番下にありますけれども、令和 4 年度が 74.3 から、令和 5 年度が 74.7、対前年で 0.4 増えております。過疎地域にありましては、なかなか厳しいものだと思います。

次に、39 ページ、経営の状況というのがあります。令和 5 年度 3 億 9,900 万円の営業収益に対して、営業費用 3 億 9,600 万円。当年度の純利益というのが一番下にありますけれども、3,772 万 3,000 円の減収とはなりましたけれども、増益になっております。

それから、次に病院事業会計に移ります。49 ページです。先ほど医療センターの部長からお話がありましたので、ちょっと重複をしますけれども、令和 5 年度の営業収益は 23 億 7,600 万円に対して、支出が 27 億 5,600 万円、差引きで純損失が 3 億 7,900 万円となっております。この中で、収入の部ではコロナに係る補助金が 3 億 5,700 万円のマイナス、それに対して、支出は、材料費、それから経費、こちら辺が諸物価高騰のためですけれども、こういことが重なりまして、最終的には 3 億 7,900 万円の赤字という形になります。

それから、次に 51 ページの貸借対照表の負債・資本の部というのがありますけれども、これの一番下といいますか、8 番の剰余金というのがあります。剰余金の中で (2) の収益剰余金、その中のウ当年度末未処理欠損金 18 億円の赤字になっています。令和 2 年度は 20 億円の赤字です。コロナの補助金等もありまして令和 3 年度は 15 億円、令和 4 年度が 14 億円まで赤字が減少しましたが、今期は 3 億 7,900 万円の赤字ということで、医療センターのほうでは経営強化プランということで今後の数字の検討をなされているようですが、結果としては 18 億円に累損が増えております。

それから、最後のページです。令和 5 年度阿蘇市基金運用状況審査。本市には地方自治法第 241 条第 1 項の規定による定額の資金を運用するための基金は設けられていない。定額の資金を運用ということは貸付金を運用という形になりますので、予算等とは独立して動きますので、ここで審査状況を報告するということになってはいますが、阿蘇市でこれはやっておりませんので、同条の第 5 項による審査は実施しておりません。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 代表監査委員、ありがとうございました。

これより令和 5 年度阿蘇市一般会計、特別会計、公営企業会計の決算及び審査意見についての質疑を行います。この議題への質疑は、一般会計、特別会計、公営企業会計の 3 つに分けて、順に質疑を行います。また、議題となります認定第 1 号から認定第 12 号までは各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮

願います。

最初に、認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

一般会計ですよね。事務局にお尋ねしたいんですけども、別冊 13 についての質問は、日程第 13 の報告第 13 号でもできますか。監査委員に対する質問ですけど、できないなら今回まとめて、こちらで。

○議長（菅 敏徳君） あと 1 回、質問をお願いします。

○17 番（谷崎利浩君） 一般会計と特別会計と企業会計がありましたけれど、もう一つ、監査からの報告がございましたので、監査のほうでも質問を準備しているんですが、その質問は次の日程第 13 の健全化比率のところでも別冊 13 について質問ができるなら、そのときに回していいなら回します。はい、分かりました。

それでは、一般会計についての内容で質問いたします。

まず、主要な施策の成果の 11 ページ、支所による買い物サービスの件ですけども、これ基本はバス運行ですよね。決算的には 280 万円ぐらいですけども、私は、買い物については基本的に地元に商店があつて、そこに歩いて買い物に行つて、おしゃべりして帰っていくというのが非常に町としては健全であると思うし、それを目標にしていっていただきたいと思います。それを前提にお買い物に行くのに一の宮のほうとかにバスで下っていくわけですが、それについて法人税が今回下がっていますけれど、阿蘇に資本を持って法人税を納めているスーパーとか、そういったところに行つてほしいということで、前、総務委員会にいたときに言っていたんですけど、そういう工夫とかいうのはされているのか、将来的にそういったところまで含めて考えていただきたいと思うんですけど、どのようにされているのか、お伺いします。

2 問目は、別冊 9、歳入歳出決算書ですが、この 165 ページで真ん中下の病院費の中の病院事業会計繰出金 5 億円ですけども、これは今後非常に重要になってくると思いますので、お伺いします。まず、これは法定内繰入金か、それについてお伺いします。

それと、同じく歳入歳出決算の 274 ページ、別冊 13 では実質単年度収支まで書いてあつて、会計課からの報告もありますけれども、3 年間の実質単年度収支についてお伺いします。よろしいでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） お疲れさまでございます。

ただ今の福祉バス関係のお買い物便の件での御質問でございますけれども、波野地域には商店が少ないということで、現在、阿蘇ショッピングタウンへ運行をさせていただいております。運行を開始する前に利用者にアンケート調査を行った結果、どうしても 1 つの場所ですべて買い物がそろふところへの運行要望がありましたので、前回の常任委員会のときもお答えさせていただきましたが、買い物が 1 か所で全部そろふということでこちらのショッ

ピングタウンに運行しております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 2点目と3点目の質問についてお答えしたいと思います。

まず、決算書の165ページの病院事業会計繰出金、これはすべて法定内繰り出しでございます。

それから、実質単年度収支の3か年分ということで申し上げますと、令和5年度が先ほどありました△1億7,324万1,000円でございます。令和4年度がプラスの2億8,869万1,000円でございます。令和3年度がプラスの4億4,090万3,000円でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 波野の買い物については、やはり法人税とかを納めている企業が絞っていただきたいと。なぜならば、今、スーパーが乱立していて、非常に過当競争が進んでおります。地元のスーパーがなくなって、外資のスーパーも人口が減って撤退するとなると、スーパー自体がほとんどなくなるときもあるかもしれません。地元スーパーを大事にしてあげてほしいと。非常に大変な時期になってきていると思いますので、そのことを留意していただきたいと思います。

病院事業の繰入金についてですが、これは基準財政需要額と基準財政収入額もこれに附随して聞いてよろしいですか。令和5年度の金額が分かったら教えていただきたいと思います。分かりますか。

それと、実質収支のところですけども、実質単年度収支は今回赤字だったんですが、資料別冊13では単年度収支は出ているんですけど、実質単年度収支が出ていません。別表でもいいので、毎年、実質単年度収支を出すようお願いしたいんですが、医療センターのこともありますので、この実質単年度収支は黒字でやっていけるようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まず、病院事業会計の繰出金の件でございます。交付税にどのくらい算入されているかということでお答えしたいと思います。特別交付税、普通交付税、それぞれ措置がございまして、繰出金の約7割程度が交付税算入されていると捉えております。

それから、実質単年度収支については、以前から繰越金が非常に多いという御指摘もいただいております。当初予算の算定上どうしても基金を取り崩した形で当初予算を組んでいるという状況もございまして、なるべく繰越金としては残しておきたいという部分がございます。対前年度で単年度収支で3億円ほど減らしたところでもありますけれども、実質単年度収支については、これから先もプラスを目指していきたいと思いますが、当初予算の算定の関係もございまして、マイナスになる可能性もあるというところで御回答したいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） そもそも今回赤字になったのは、コロナが明けてから事業がいろ

いろ再開したからではないかと思うんですけども、企画財政課長はどのようにこの赤字を分析されていますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おっしゃるとおりで、コロナが明けまして5類に移行されたというところで行政の活動もそうですけれども、地域の活動についても補助金を交付している団体あたりも活動が戻ってきたというところもございまして、執行額が増えたと、職員の旅費あたりも増えているかと思います。そういった部分も影響しているものと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終わります。

続きまして、認定第2号「令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第10号「令和5年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの特別会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、認定第2号から認定第10号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第11号「令和5年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」及び認定第12号「令和5年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までの公営企業会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 12番、市原です。

病院について質問をしますが、先ほどから説明があつていますように、病院の会計が、累積赤字が14億円程度に減った。コロナで補助金がたくさんきたから。しかし、コロナが5類に移行した途端に、また18億円に増えた。今、部長は、医師も増えて、頑張っている、頑張っていると言われるんです。でも、実質に結果は出ていないじゃないですか。しかも、私が聞きたいのは、外来患者が10%以上も15%減少している。それが何なのか、そういった分析がなされているんですか。何が原因でこんなに減っているんですか。そういったことをしっかり分析をしないと、赤字を減らさないと、どんなに頑張ります、頑張りますと言っても、結果は出てこないんじゃないですか。その点をどう考えていますか。

○議長（菅 敏徳君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 外来の減少というところと非常に大きな赤字を今回も出してしまっているというところについての御質問をいただきました。

外来につきましては、昨年、一昨年、令和4年度中につきましては、コロナの支援体制ということで国のほうも無償化してコロナの検査を行うという中で、外来の患者数につきましては1日50人を超える発熱外来等の対応も行ってきておりました。しかしながら、先ほど申しましたように、これが有償化となりますと、やはり受診控え等もあつているというところ

ろで、コロナの発熱外来等につきましては、昨年の9月までは屋外のコンテナを持ちまして、ドライブスルー形式の検査とかいう体制をとってございましたけれども、10月からそこも5類に移行した対応となっております、その減少数が非常に大きいと。コロナの影響で令和2年、令和3年、令和4年については、発熱外来は非常に大きな、これも無償で受けられるというところで受診があっていたのかと思っております。そういった中で、外来の診療科につきましては、今22の診療科でもって対応しているところでございますけれども、そちらのいろんな周知徹底という、こういったお医者さんがいらっしゃるところについても広報等を含めまして対応させていただければと思っております。先日も開院10周年記念式典の際には、議員の皆様方にも講演まで御来席いただきまして、診療の内容等につきましても御説明をさせていただいたところでございますけれども、そういった皆様方への周知対応徹底、それからまた院内でも、先ほど申しました病床の管理チーム等も設けているところでございますが、毎月経営企画の会議というものも中で開いております。実際にそういったところで収益のどこの点に問題があるのか、そういったところについても全体で病院の中で情報共有を図りまして、健全経営となるようなところで進めさせていただければと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 赤字の件は今まで話が出ていますが、それに対して強化プランが出ています。6ページ、7ページを、まずお願いします。それで、入院収益が8億円になっていますが、コロナの前の頃は9億5,000万円ぐらいいっていたので、これが元に戻れば赤字が3億7,000万円ですけれども、減価償却が2億円ぐらいありますから、大体資金的にはプラマイゼロぐらいでいけるんじゃないかと思しますので、まず9億5,000万円か、入院収益が10億円ぐらい、それを目指してやっていただきたいんですけれども。ただ、強化プランは、令和6年度はいきなり14億円で目標を立てて、その数字で黒字が出る数字になっていますので、その辺は無理があるんじゃないかと思うんですが、もうちょっとその辺を医者が増えたから増えるとか、そういった理由づけの説明をお願いします。

それと、次は10ページ、11ページの流動資産のうちの未収金ですけど、今年も3億8,000万円ぐらいあります。この内訳の説明をお願いします。

3問目は資金繰りの件ですけども、3億7,000万円赤字があって、2億円ぐらいの減価償却費があって、1億7,000万円ぐらい現金が減るんですが、26ページのキャッシュフロー計算書がありますが、これが大体1億3,500万円のマイナスになっていて、残高が6億円になっております。今のペースでいくと4、5年で資金ショートしますので、このあたりについての見解、もっと言うなら強化プランが設備投資で毎年5,000万円ずつぐらい負担が増えてきているような形になっておりますので、強化プランについて、設備投資について説明いただけるなら、できればちょっと縮小していただきたいと思うんですけれども、そのあたりについて説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） まず、入院収益等についてでございますけれども、確かに先ほどお話を申し上げましたように、入院等につきましては、コロナ禍以前からすると3割ほど減っているということで、コロナ禍以前は毎月2,500人からおよそ3,000人等がございました。この中で病床の施設基準というのがございます、この時点では地域包括病床というところで取り組ませていただいておりますけれども、今回の診療報酬改定等に伴い、地域包括病床としての施設基準をとることが困難であるということも1点ございまして、こちらの20床の地域包括病床としての復元ということが今回困難というところもございまして、病床の戻り切れていない一因にもなっているのかというところでございます。そういったところにつきましては、先ほど申し上げました院内で医師、看護師、リハビリ、それから医事、また経営のところを含めました病床管理チームというものを立ち上げて、そちらの病床稼働率を7割、8割と戻していくというところで毎月検討をさせていただいております。

それから、3億8,000万円の未収金の内訳でございますが、昨年も申し上げさせていただいたかと思いますが、こちらの病院事業会計につきましては、一般会計と異なりまして、4月、5月につきましては出納閉鎖期間というのがございます。そういった中で、国・県からの補助金が4月、5月に入ってくる。それから、各種保険ですね、協会けんぽでございましたり国保でございましたり、そちらからの歳入とかいう部分がございますので、それらを差し引きしましたところの5月時点の未収金といいますのは、およそ600万円ほどが残るという状況となっているところでございます。

それから、26ページのキャッシュフローに関する資金ショートというところでございますけれども、また設備投資に関しましての部分でございます。こちらにつきましては、今のような経営が続くということにつきましては、とてもじゃないですけども、やはりそういった方向につながっていくところは懸念しているところでございます。先ほども申し上げました、やはり収益を上げていくためには病床が120床ございますけれども、こちらの稼働率を上げていくことが必要ということで、ほかの自治体病院等におきましても今年のコロナの病床、各補助金等が打ち切られていく中でなかなかここが戻り切れないというのは全国的な状況でございます。そういった医療機関で先進の中でも黒字化を図っているような病院、この9月にも視察を行わせていただきまして、そういったところでの取組等につきましても、また拝見させていただきながら病院の経営を、赤字額を少しでも少なくさせていただくよう取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

また、設備投資にあたりましては、国・県の補助制度、起債制度、そういった有利なところが少しでも確保できるように取り組ませていただいて、その設備の投資ができていくようにということで取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） なるべく一般質問でやりたくないのと言っているんですけど、一般質問であまりいろいろと言うと病院従事者の士気にも関わってくるので、できればこういったところで言うておさめておいて、病院の職員の方には頑張っていただきたいと思います。

いますので、なるべくここで言わせてもらっています。

未収金については、要は医療費の滞納とかがあまり増えてなければいいです。

あとは、細かいところで窓口とか、そういったところでのいろいろな苦情も上がっているとは思いますが、例えば支払機がカードでやるのに連動していないとか、あと窓口でちょこちょこ苦情も聞いておりますが、そういった細かいところも含めて頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、認定第 11 号及び認定第 12 号の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13 報告第 13 号 令和 5 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、報告第 13 号「令和 5 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

議案書の 28 ページをお願いします。ただ今議題としていただきました報告第 13 号、令和 5 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

初めに、下の提案理由ですが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、上の表の健全化判断比率の 4 つの指標を見ていただきたいと思います。

最初に、表の 1 行目、実質赤字比率につきましては、一般会計等に生じている赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものでございまして、阿蘇市の場合、赤字は出ておりませんので、こちらの比率については該当ありません。

次に、2 行目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計のほか、病院、水道など公営企業会計を含めた地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表すものでございまして、こちらも同様に阿蘇市では連結後も赤字は出ておりませんので、

該当はございません。

次に、3 行目の実質公債費比率でございます。こちらの比率につきましては、借入金の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で示したのになります。令和 5 年度決算では 8.9%であり、前年度から 0.4 ポイントの微増となっております。増加の要因としましては、防災行政無線デジタル化更新事業、それから災害公営住宅建設事業、波野保育園建設事業などに係る借入金の元金償還が始まったことなどが挙げられます。

次に、その下の 4 行目、将来負担比率になりますが、令和 5 年度決算では 54.2%であり、前年度から 1.3 ポイント増加しております。増加の要因としましては、地方債現在高は約 9 億円減少しておりますが、交付税算入率が高い臨時財政対策債などの基準財政需要額算入見込額が約 10 億 4,000 万円減少したことなどによりまして、将来負担比率が微増となったものであります。なお、数値については、すべて早期健全化基準の範囲内で推移しております。

続きまして、下の表、資金不足比率につきましては、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計のいずれも資金不足は出ておりませんので、該当はございません。

報告は以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 別冊 14 にて説明したいと思います。1 ページです。令和 5 年度普通会計財政健全化審査意見書。審査の概要。この健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果。総合意見。審査に付された令和 5 年度決算に基づいた健全化判断比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

3 ページ、(3) 是正改善を要する事項としては特に指摘する事項はないということで、先ほど企画財政課長からも説明がありましたように、4 項目いずれについても早期健全化の基準には該当していません。

この中で、個別意見としまして、まず一番最初が実質赤字比率、これは黒字ですので、問題はありません。それから、次に連結実質赤字比率については、①一般会計並びに特別会計、それから公営企業会計をひっくるめたところの連結の収支になりますけれども、これも黒字ですので、問題ありません。それから、3 番目の実質公債費比率につきましては、①②③の病院に加えて阿蘇広域行政事務組合までひっくるめた分の地方債のトータル額は標準財政規模に比較してどれだけになっているかということで、比率が 8.2 から 9.0、9.4 という形で徐々にではありますが、増加傾向にあります。それから、4 番目の将来負担比率につきましては、先ほどの①②③の要件に加えて、例えば市の職員さんが一斉に退職された場合の退職手当の負担金、あるいは第三セクターへの負荷部分をひっくるめたトータルの数字になりますけれども、これについても 47.4 から 52.9、それから 54.2 ということで徐々にではありま

すけれども、③と④の数字が徐々に言うならば悪化傾向にありますので、この辺は留意すべきなのかと思っております。

それから、4 ページの公営企業経営健全化意見書ですけれども、公営企業につきましては、流動負債の中に企業債は除きますけれども、流動負債から流動資産を差し引いた部分がマイナスということは流動資産が大きいということで、健全化については特に指摘すべき事項はありません。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

まず、実質収支比率が黒字ということではありますが、別冊 13 の 4 ページ、5 ページを見ていただいて、4 ページには実質収支比率は 3～5%が望ましいと書いてありまして、今 10%です。前は 14%ありましたが、これが 3%内で抑えていたら、今回は実質収支は赤字になっていると思います。重要なのは、実質収支よりも実質単年度収支、単年度が黒字か赤字かということだと思うんですが、私としては、実質収支は繰越金と一緒に、年度年度の黒字・赤字は実質単年度収支だと思うんですけど、監査としては同じような見解なのか、それについてお尋ねいたします。

それと、別冊 13 の 12 ページ、不納欠損の状況ですけれども、下から 3 行目に 286.4%の増加となったという部分と執行停止を行った事案についてと書いてありますが、このところの意味がよく分からないので御説明をお願いします。

それと、同じく別冊 13 の 53 ページ、決算審査意見書の最後の行に、確かに少子高齢化というのは続いていくんですけども、さらなる財政基盤の強化をお願いしたいと書いてありますが、現在、財政調整基金が 20 億円で実質収支が 10 億円ありますので、流動資産といいますが、動かせるお金というのは 30 億円を超えています。そういった中で、さらなる充実というのはどのぐらいの数値目標なのか、どういったところを想定されているのか、それについて御回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 小野代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） お答えします。

まず、実質収支比率ですが、3%以上が望ましいということで、ここの備考欄に書いてあるかと思いますが、実質収支というのは、こう言っただけなんですけれども、要するに借入金あたりで歳入を増やせばそれで収支は当然ながら黒字になりますので、あと要するに今度は逆に支出の部分は職員の皆さんの経営努力ということも考えられますから、基本的に 3%と書いてありますが、私はあまりこの数字は重要とは考えておりません。

それから、2 番目にあった不納欠損の状況ですね、金額が大きくなったということですよね。これは一番下に書いてありますけれども、執行停止を行っていた事案について不納欠損に至る法定費用を満たしたということで、今年度は極端に数字が増えております。内訳は、

すべてこちらでは把握しておりません。個別についてはですね。

それから、財政調整基金の件につきましては、今期は 20 億円になりましたけれども、これは反面、今度は市の負債は 200 億円あります。ですから、この辺で、今後、温暖化に伴う災害とか、こういうのがある場合に備えてこういうのが必要であろうかと思えます。先ほど申し上げました佐賀県の玄海町は総予算が 98 億円ぐらいです。これに対して調整基金は 60 億円ぐらいあります。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

今回配付された資料等に全部目を通して、特にこの決算について監査委員からの意見書の中に私が一番気になったのは過労死の疑いがあるという文言があります。60 時間を超えるとか、80 時間を超えるとか、働き方改革ということで以前も一般質問をしましたが、そういったことについて、管理職はどう考えているのか質問をします。

○議長（菅 敏徳君） 市原正議員、別冊 14 ですか。

○12 番（市原 正君） 別冊 13 の 53 ページ、時間外勤務において複数月に 60 時間を超えるという文言が意見書の中に書かれております。そういったことが実際にあっているんですか。

○議長（菅 敏徳君） 小野代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 意見書で書いた分は、例えば単月で 100 時間超の時間外、あるいは 3 か月とか 6 か月にわたって複数月で 80 時間以上と、こういうのが目標ではありませんけれども、基準局ではそういう形で過労死の認定基準を決めているんですが、ただ、現状、このような労政審議会とか、その辺ではその数字を若干緩和するような状況に今あります。そして、ここで書いていたのは、1 人の職員さんが単月で 80 時間をオーバーしたとか、そういうことですから、注意喚起という意味で書いております。だから、これがどんどん時間外労働が長期化しますと精神的な異常を来すとか、うつ病になるとか、こういう症状が出てくる可能性もありますので、そういう意味で、現実問題としては今ありませんけれども、今後注意していただきたいと、そういうことです。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案の質疑が終わりました。

各常任委員会の付託につきましては、議案第 62 号から議案第 76 号までの 15 件、認定第 1 号から認定第 12 号までの 12 件、合計 27 件を配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前 11 時 27 分 散会